

議案第76号

町有財産の無償譲渡について

次の町有財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和3年12月7日提出

多可町長 吉田 一 四

記

- 1 財産の名称 滞在型市民農園施設「ブライベンオオヤ」
- 2 財産の種類 建物、付帯設備及び備品一式
- 3 建物の所在地、構造及び床面積
 - (1) 所在地 多可町八千代区大屋359番地
 - (2) 構造及び床面積
 - ・コテージ（一般棟） 16棟 木造2階建鋼板葺 535.68㎡
 - ・コテージ（セミバリアフリー棟）
3棟 木造2階建鋼板葺 100.44㎡
 - ・コテージ（バリアフリー棟）
1棟 木造平屋階建鋼板葺 29.81㎡
 - ・ポンプ庫 1棟 鉄骨造平屋建鋼板葺 6.72㎡
 - ・農業倉庫 1棟 鉄骨造平屋建鋼板葺 9.56㎡
 - ・便所 1棟 鉄骨造平屋建鋼板葺 8.54㎡
 - ・あずまや 1棟 鉄骨造平屋建鋼板葺 18.00㎡
- 4 譲渡先 多可町八千代区大屋359番地
ネイチャーパークかさがた交流協会 理事長 市位 秀則
- 5 譲渡日 令和4年4月1日